

官報 号外

昭和四十三年三月二十九日

昭和43年度一般会計暫定予算

予算総則

第五十八回国 衆議院会議録 第十七号

昭和四十三年三月二十九日(金曜日)

昭和四十三年三月二十九日

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

昭和四十三年度一般会計暫定予算

昭和四十三年度特別会計暫定予算

昭和四十三年度政府関係機関暫定予算

医師法の一部を改正する法律案(第五十七回国会、内閣提出)

午後十時十四分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

昭和四十三年度一般会計暫定予算

昭和四十三年度特別会計暫定予算

○山村新治郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

この際、昭和四十三年度一般会計暫定予算、昭和四十三年度特別会計暫定予算、昭和四十三年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。昭和四十三年度一般会計暫定予算、昭和四十三年度特別会計暫定予算、昭和四十三年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十三年度一般会計暫定予算

右 国会に提出する。

昭和四十三年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十三年三月二十九日 衆議院会議録第十七号 昭和四十三年度一般会計暫定予算外二件

(歳入歳出暫定予算)

第1条 昭和43年度歳入歳出暫定予算は、歳入88,415,254,000円、歳出428,064,774,000円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和43年4月1日から4月16日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の明細)

第3条 歳入歳出暫定予算の明細として、「歳入暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算予定経費要求書」は、別に添附する。

(一時借入金等の最高額)

第4条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券又は一時借入金の最高額は、300,000,000,000円とする。

(損失補償契約の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	限 度 額
原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額 120,000,000 円

(予算の移替等)

第6条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更等によつて、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替をすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第7条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織に繰上されたそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替をすることができる。

(予算の移用)

1. 暫定予算寸定経費要求書に予定した職員俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当、職員諸手当及び退官退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項目の間
2. 暫定予算寸定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項目の間

甲号 歲入歲出暫定予算

[illegible][illegible]

官報 (号外)

[illegible]

施設運営等関連諸費 計	104,354,000	警察費	33,144,000
(組織) 経済企画庁費	381,985,000	(組織) 矯正官署	770,859,000
(項) 国土調査研究所	49,587,000	(項) 矯正正官署	28,292,000
計	2,780,000	(項) 刑務所業務所費	998,455,000
(組織) 科学技術庁費	9,619,000	(項) 刑務所業務所費	156,631,000
(項) 科学技術振興費	61,986,000	(項) 刑務所業務所費	90,239,000
国立機関原子力試験研究費	46,228,000	(項) 少年鑑別所収容費	153,023,000
放射能調査研究所	8,096,000	(項) 少年鑑別所収容費	32,389,000
航空宇宙技術研究所	4,480,000	(項) 少年鑑別所収容費	67,622,000
金属材料技術研究所	54,290,000	(項) 少年鑑別所収容費	9,021,000
放射線医学総合研究所	35,702,000	(項) 婦人補導院収容費	4,698,000
国立防災科学技術センター	27,947,000	計	542,000
宇宙開発推進本部	7,906,000	(組織) 更生保護官署	1,535,912,000
無機材料研究所	6,257,000	(項) 更生保護官署	81,982,000
計	4,894,000	(項) 更生保護官署	3,215,000
総理府所管合計	204,596,000	(組織) 地方入国管理官署	85,197,000
	72,742,547,000	(項) 地方入国管理官署	83,743,000
(組織) 法務省		(項) 地方入国管理官署	2,343,000
(項) 法務本省費	380,182,000	(組織) 公安委員会	86,086,000
(項) 法務本費	3,714,000	(項) 公安委員会	1,010,000
外国人登録事務費	8,195,000	(組織) 公安調査庁	167,539,000
計	392,041,000	(項) 公安調査庁	3,625,590,000
(組織) 法務総合研究所	10,025,000	(組織) 外務省	
(項) 法務総合研究所	2,081,000	(項) 外務省	2,49,989,000
国連犯罪防止アジア地域研修協力費	12,106,000	(項) 海外経済技術協力費	241,047,000
計		(項) 海外経済技術協力費	1,713,000
(組織) 法務局		(項) 海外経済技術協力費	492,749,000
(項) 法務局費	543,553,000	(組織) 在外公館	
(項) 登記諸費	31,287,000	(項) 在外公館	1,187,949,000
計	574,840,000	(項) 在外公館	1,680,698,000
(組織) 検察庁		(組織) 大蔵省	
(項) 検察官署	737,715,000	(項) 大蔵省	

(項) 大 蔵 本 省			
(組) 國家公務員共済組合連合會等助成費		280,762,000	7,349,000
國 債 費		113,696,000	11,901,000
特殊對外債務等処理費		3,174,682,000	5,345,000
産業投資特別會計へ繰入		806,655,000	3,519,000
予 備 費		5,000,000,000	1,377,000
計		3,000,000,000	4,127,000
(組) 財 務 局		12,384,795,000	5,652,000
(項) 財 務 局		454,446,000	7,476,000
(組) 税 務 局		453,619,000	6,002,000
(項) 税 務 局		4,000,864,000	8,736,000
(組) 税 務 官 署		21,136,000	14,160,000
(項) 税 務 官 署		3,668,000	81,728,000
(組) 税 務 官 署		200,000,000	11,286,000
(項) 税 務 官 署		4,225,668,000	21,230,000
租 税 還 付 加 算 金		17,518,528,000	8,468,000
大 蔵 省 所 管 合 計			40,984,000
(組) 文 部 本 省			29,202,550,000
(項) 文 部 本 省		163,984,000	356,940,000
(組) 文 部 本 省		1,595,000	3,328,000
(項) 文 部 本 省		50,000,000	39,646,000
(組) 文 部 本 省		20,092,052,000	367,416,000
(項) 文 部 本 省		143,728,000	3,036,858,000
(組) 文 部 本 省		5,818,000	277,459,000
(項) 文 部 本 省		30,756,000	2,065,749,000
(組) 文 部 本 省		12,581,000	1,529,492,000
(項) 文 部 本 省		1,239,622,000	13,572,344,000
(組) 文 部 本 省		2,356,000	124,230,000
(項) 文 部 本 省		5,950,000	804,188,000
(組) 文 部 本 省		14,794,000	27,364,000
(項) 文 部 本 省		7,256,602,000	5,417,000
(組) 文 部 本 省		29,079,838,000	2,701,843,000
(項) 文 部 本 省		5,424,000	2,381,000
(組) 文 部 本 省			2,494,876,000
(項) 文 部 本 省			16,799,735,000

国民年金国庫負担金
遺族及留守家族等援護費

1,974,321,000
1,807,284,000
47,990,821,000

(組織) 厚生省試験研究機関
(項) 人口問題衛生研究所

3,884,000
18,296,000
3,860,000
5,322,000
38,455,000
5,409,000
3,068,000
1,734,000
20,945,000
1,721,000
102,384,000

(組織) 検疫所
(項) 検疫所

48,718,000
1,641,219,000
194,396,000
18,477,000
1,854,082,000

(組織) 国立更生援護機関
(項) 国立更生援護機関

12,627,000
6,953,000
6,656,000
2,761,000
6,697,000
3,456,000
39,150,000

(組織) 地方医務局
(項) 地方医務局

15,014,000
13,027,000
50,063,206,000

(組織) 厚生省
(項) 厚生省

50,063,206,000

(組織) 農林省
(項) 農林省

50,063,206,000

(項) 農林省

440,863,000
1,023,435,000
11,913,000
119,958,000
395,646,000
17,622,000
26,548,000
1,721,000
20,919,000
2,157,000
51,173,000
59,701,000
72,328,000
2,204,900,000
6,896,000

(組織) 農林水産技術会
(項) 農林水産技術会

10,856,000
11,855,000
22,711,000

(組織) 農林本省試験研究機関
(項) 農林本省試験研究機関

36,656,000
23,832,000
27,127,000
19,812,000
8,839,000
10,623,000
126,841,000
9,553,000
55,973,000
29,735,000
1,739,000
12,047,000
3,524,000
366,301,000

(組織) 農林本省検査指導機関
(項) 農林本省検査指導機関

9,315,000

農產検査所	2,980,000	北海道さけ・ますふ化場	14,032,000
輪出品検査所	19,082,000	計	355,050,000
生物医薬品検査所	43,117,000	農林省所管合計	6,703,039,000
植物防疫検査所	6,358,000	通商産業省所管	
植物防疫検査所	25,389,000	(組織) 通商産業本省	223,900,000
動物防疫検査所	8,225,000	(項) 通商産業統計調査費	11,096,000
牧場防疫検査所	96,044,000	貿易振興及経済協力費	265,241,000
計	210,971,000	計	510,237,000
(組織) 地方農政局	131,305,000	(組織) 通商産業本省検査機関	21,584,000
(項) 地方農政局	120,575,000	(項) 工業製品検査所	23,768,000
農地事業工事諸費	251,880,000	織製製品検査所	45,352,000
計		計	
(組織) 統計調査事務所	750,913,000	(組織) 工業技術院	17,308,000
(項) 統計調査事務所		(項) 工業技術振興費	72,780,000
(組織) 食糧糧	7,955,000	大型工業技術研究開発費	12,220,000
(項) 食糧糧	11,500,000	計	20,024,000
糖価安定対策費	19,455,000	機量機試験所	26,188,000
計		東京工業試験所	37,160,000
(組織) 林野	19,524,000	大阪工業技術試験所	22,289,000
(項) 林野	64,266,000	名古屋工業技術試験所	25,266,000
林業振興費	1,853,000	発酵工業試験所	5,332,000
治山事業費	14,965,000	織維工業試験所	11,142,000
山林施設災害復旧事業費	102,202,000	地質調査試験所	39,597,000
山林施設災害復旧事業費	775,000	電業工業試験所	61,608,000
山林事業附帯事務費	66,393,000	資源工業技術試験所	13,312,000
林業試験場	269,978,000	北海道工業技術試験所	32,598,000
計		九州工業技術試験所	8,409,000
(組織) 水産	44,234,000	四国工業技術試験所	6,383,000
(項) 水産	49,885,000	東北工業技術試験所	3,087,000
漁業調査振興費	87,813,000	計	419,431,000
漁港施設災害復旧事業費	2,551,000	(組織) 特許庁	114,752,000
漁港施設災害復旧事業費	79,373,000	(項) 特許庁	
漁港整備事業附帯事務費	315,000	(組織) 中小企業庁	11,309,000
水産調査研究費	54,167,000	(項) 中小企業庁	22,133,000
水産調査研究費	1,100,000		
水産調査研究費	1,707,000		
水産調査研究費	19,873,000		

計	33,442,000
(組織) 通商產業局	
(項) 通商產業統計調查費	154,504,000
計	2,874,000
(組織) 欽山保安監督官署	
(項) 欽山保安監督官署	157,378,000
通商產業省所管合計	13,358,000
運輸省	1,298,951,000
(組織) 運輸本省	
(項) 運輸本省	290,780,000
運輸省	22,730,000
(項) 運輸省	207,419,000
運輸省	1,617,000
運輸省	120,882,000
運輸省	12,720,000
運輸省	4,437,000
運輸省	660,595,000
計	29,820,000
(組織) 運輸本省試驗研究所	
(項) 運輸本省試驗研究所	5,362,000
運輸省	13,488,000
運輸省	48,671,000
計	9,174,000
(組織) 運輸本省教育機關	
(項) 運輸本省教育機關	64,128,000
運輸省	17,625,000
運輸省	15,896,000
運輸省	106,824,000
計	138,126,000
(組織) 運輸本省	
(項) 運輸本省	52,595,000
運輸省	62,367,000
運輸省	180,114,000

(項) 船員勞動委員會	6,222,000
(組織) 海上保安官署	
(項) 海上保安官署	875,100,000
(組織) 海難審判官署	
(項) 海難審判官署	22,249,000
(組織) 氣象官署	
(項) 氣象官署	474,669,000
運輸省	17,827,000
運輸省	492,496,000
運輸省	2,646,359,000
計	
(組織) 郵政本省	
(項) 郵政本省	54,843,000
郵政省	13,335,000
郵政省	68,178,000
計	40,867,000
(組織) 電波研究所	
(項) 電波研究所	134,462,000
(組織) 電波地方電波監理局	
(項) 電波地方電波監理局	243,507,000
郵政省	
(組織) 勞動統計調查費	247,602,000
(項) 勞動統計調查費	5,077,000
郵政省	84,288,000
郵政省	1,297,167,000
郵政省	202,244,000
郵政省	11,660,000
計	3,276,083,000
(組織) 失業保險費負擔金	
(項) 失業保險費負擔金	5,124,121,000
郵政省	3,981,000
郵政省	2,947,000
郵政省	6,928,000
計	9,338,000
(組織) 中央勞動委員會	
(項) 中央勞動委員會	
(組織) 中央企業等勞動委員會	
(項) 中央企業等勞動委員會	

昭 和 43 年 度 特 別 会 計 暫 定 予 算 予 算 総 則

（歳入歳出暫定予算）

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和43年度歳入歳出暫定予算は、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

大 蔵 省 所 管

造 印 幣 局
資 金 運 用 局
外 債 整 理 基 金
貴 族 院 費 用 基 金
外 債 為 替 投 資 基 金
産 業 特 殊 債 務 理 財 資 金
財 政 特 殊 債 務 理 財 資 金
有 限 公 司 債 務 理 財 資 金
地 産 財 産 再 保 險 金
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金

炭 立 生 員 立
対 学 保 保 病
策 校 院 院
石 国 厚 給 国
民 糧 共 濟
お 国 食 農 業
森 漁 船 再 保 險 及 漁 業 共 濟 保 險
日 開 国 殺 小 定 土 ー ル 専 保
作 拓 有 師 農 創 設 特 別 融 資 事 業 定 置 通 業 定 院 事 業 院
機 械 類 輸 出 保 信 用 保 險

農 林 省 所 管

大 目 大 及 文 厚
藏 治 省 働 省 省
省 省 通 商 所 管
及 所 業 省
び 省 省
管 管 管 管

運輸省所管

郵政省所管

労働省所管
建設省所管

船舶再保険
自動車損害賠償責任再保険
港務自動車検査登録
郵政郵便貯蓄
簡易生命保険及郵便年金
労働者災害補償保険
失道業整理
都市開発資金融通

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、昭和43年4月1日から4月16日までの期間に係るものである。

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算計算書」は、別に添付する。

(特別会計における借入金の限度額)

第4条 次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、右欄のとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
特定土地改良工事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	100,000,000円

(一時借入金等の最高額)

第5条 次の表の左欄に掲げる特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律「第1条の規定によるものを含む」)の最高額は、右欄のとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	400,000,000,000円

2 食糧管理特別会計における食糧管理特別会計法「第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、860,000,000,000円とする。

(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第6条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比し

て増加するときは、その増加する金額を限度として右欄に掲げる経費の支出に充てることができる。

特別会計	要件	経費
地震再保険	再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加	再保険金支払いに必要な経費

2 前項の規定により経費の支出をする場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項の規定の例による。

(保険契約の限度額)

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む)の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 270,000,000,000円
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険価額の総額 24,500,000,000円
輸出保険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険 108,300,000,000 輸出代金保険 66,600,000,000 輸出手形形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 41,600,000,000 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係 400,000,000 委託販売輸出保険 300,000,000 海外広告保険 200,000,000 海外投資元本保険 1,100,000,000 海外投資利益保険 100,000,000
機械類取払信用保険	「機械類取払信用保険法」第7条	保険金額の総額 4,200,000,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第8条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、300,000,000円とする。

[illegible]

[illegible]

昭和四十三年三月二十九日 衆議院會議録第十七号 昭和四十三年度一般會計暫定予算外一件

歳入		歳出	
(項) 輸入飼料買入費	6,115,215,000	(項) 家畜再保険料	124,872,000
輸入飼料管理費	43,578,000	農業共済組合連合会交付金	2,405,000
返還金等他勘定へ繰入	86,771,000	歳出勘定計	127,277,000
歳業務勘定	6,245,564,000		
(款) 他勘定より受入	2,383,716,000	(款) 他会計より受入	10,115,000
(項) 検査印紙収入	2,383,716,000	(項) 一般会計より受入	10,115,000
(項) 検査印紙収入	1,625,000	(項) 農業共済再保険業務費	10,115,000
(款) 雑収入	1,834,000	歳業務勘定	
(項) 雑収入	1,834,000	(款) 森林保険収入	18,338,000
(項) 事業費	2,382,988,000	(項) 森林保険収入	10,728,000
サイロ及倉庫運営費	4,177,000	前年度繰越資金受入	7,610,000
歳調整勘定	2,387,175,000	(項) 森林保険業務費	12,062,000
(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	486,016,200,000	歳業務勘定	
歳業共済再保険		漁船再保険及漁業共済保険	
(款) 農業再保険収入	375,322,000	(項) 漁船再保険収入	268,668,000
(項) 一般会計より受入	375,322,000	(項) 漁船再保険収入	159,054,000
(項) 農業再保険費	100,800,000	前年度繰越資金受入	53,181,000
農業共済組合連合会等補助及交付金	274,522,000	歳業務勘定	
歳出勘定計	375,322,000	(項) 漁船再保険勘定	268,668,000
(款) 家畜再保険収入	127,277,000	(項) 漁船特殊再保険収入	12,511,000
(項) 一般会計より受入	21,951,000	(項) 特殊再保険料	5,887,000
前年度繰越資金受入	51,980,000	前年度繰越資金受入	6,624,000
	53,346,000	(項) 漁船特殊再保険費	12,511,000
		漁船乗組員給与保険勘定	
		歳業務勘定	

17

歳出		歳入	
(項) 保険業務取扱手数料	9,787,000	(項) 保険業務取扱手数料	30,638,000
(項) 委託出	1,019,000	(項) 運出	1,790,000
(項) 委託出	527,000	(項) 運輸省所管	32,418,000
(項) 委託出	11,283,000		
特定土地改良工事		木船再保険	
(項) 他会計より受入	109,156,000	(項) 他会計より受入	459,000
(項) 一般会計より受入	109,156,000	(項) 一般会計より受入	459,000
(項) 借入金	44,428,000	(項) 雑収入	45,000
(項) 借入金	44,428,000	(項) 雑収入	45,000
(項) 借入金	153,684,000	(項) 前年度剰余金受入	6,439,000
(項) 借入金	153,684,000	(項) 前年度剰余金受入	6,439,000
(項) 土地改良事業工事諸費	153,684,000	(項) 前年度剰余金受入	6,439,000
(項) 通商産業省所管		(項) 前年度剰余金受入	6,943,000
アルコール専売事業		自動車損害賠償責任再保険	
(項) アルコール事業収入	297,409,000	(項) 再保険業務	6,484,000
(項) アルコール事業収入	297,409,000	(項) 再保険業務	459,000
(項) アルコール事業収入	297,409,000	(項) 再保険業務	6,943,000
(項) アルコール事業収入		(項) 再保険業務	
(項) 保険料収入	192,514,000	(項) 前年度剰余金受入	2,119,080,000
(項) 保険料収入	192,514,000	(項) 前年度剰余金受入	2,119,080,000
(項) 前年度剰余金受入	87,870,000	(項) 再保険業務	2,119,080,000
(項) 前年度剰余金受入	87,870,000	(項) 再保険業務	
(項) 前年度剰余金受入	280,384,000	(項) 再保険業務	
(項) 前年度剰余金受入		(項) 再保険業務	
(項) 保険料収入	266,110,000	(項) 前年度剰余金受入	44,106,000
(項) 保険料収入	14,274,000	(項) 前年度剰余金受入	232,000
(項) 前年度剰余金受入	280,384,000	(項) 前年度剰余金受入	35,790,000
(項) 前年度剰余金受入		(項) 前年度剰余金受入	80,128,000
(項) 前年度剰余金受入		(項) 前年度剰余金受入	80,128,000

(款) 他会計より受入		入	8,173,000	歳入合計		歳出	99,647,000
(項) 一般会計より受入	出	8,173,000		(項) 業務取扱費	歳入	99,647,000	
(項) 業務取扱費	港	8,173,000		(項) 郵便事業	入		
港 湾 整 備 勘 定	入			(款) 事業収入	入	28,367,750,000	
(款) 他会計より受入		215,379,000		(項) 業務収入	入	7,450,725,000	
(項) 一般会計より受入		215,379,000		(項) 受託業務収入	入	13,986,903,000	
(款) 他 勘 定 より 受 入		22,120,000		(項) 業務外収入	入	309,703,000	
(項) 特定港湾施設工事勘定より受入		22,120,000		(項) 業務外収入	入	6,620,419,000	
(項) 港湾管理者工事費負担金		122,386,000		(項) 業務外支出	出	21,708,409,000	
(款) 港湾管理者工事費負担金		122,386,000		(項) 業務外支出	出	6,620,419,000	
(項) 収入	入	122,386,000		(項) 業務外支出	出	38,922,000	
(項) 港 湾 等 事 業 諸 費	出	359,885,000		(項) 業務外支出	出	28,367,750,000	
特定港湾施設工事勘定	入	359,885,000		(項) 郵便貯金	入	13,087,172,000	
(款) 他会計より受入		4,760,000		(項) 前年度剰余金受入	出	13,087,172,000	
(項) 一般会計より受入		4,760,000		(項) 前年度剰余金受入	出	13,087,172,000	
(款) 港湾管理者工事費負担金		4,599,000		(項) 支払利息	出	7,708,922,000	
(項) 港湾管理者工事費負担金		4,599,000		(項) 支払利息	出	381,163,000	
(項) 収入		12,761,000		(項) 支払利息	出	4,997,087,000	
(項) 受益者工事費負担金収入		12,761,000		(項) 支払利息	出	13,087,172,000	
(項) 受益者工事費負担金収入		22,120,000		(項) 支払利息	出		
(項) 人 合 計	出	22,120,000		(項) 支払利息	出	14,167,679,000	
(項) 工事諸費港湾整備勘定へ繰入		22,120,000		(項) 支払利息	出	14,167,679,000	
(項) 自動車検査登録				(項) 支払利息	出	741,898,000	
(款) 検査登録印紙収入		89,610,000		(項) 支払利息	出	741,898,000	
(項) 検査登録印紙収入		89,610,000		(項) 支払利息	出	3,248,000	
(款) 前年度剰余金受入		10,037,000		(項) 支払利息	出	14,912,825,000	
(項) 前年度剰余金受入		10,037,000		(項) 支払利息	出	7,602,058,000	
				(項) 支払利息	出	4,718,656,000	

歳年	出金勘定	入	歳入
(款) 掛金	収入	98,904,000	(項) 雑収入
(項) 掛金	収入	98,904,000	(項) 保険給付取扱費
(款) 運用金	収入	32,383,000	(項) 保険給付取扱費
(項) 運用金	収入	32,383,000	(項) 保険給付取扱費
(款) 積立金	収入	584,048,000	(項) 建設費
(項) 積立金	収入	584,048,000	(項) 建設費
(款) 雑収入	収入	119,000	(項) 建設費
(項) 雑収入	収入	119,000	(項) 建設費
(項) 年郵政事業特別会計へ繰入	歳入	691,275,000	(項) 他会計より受入
(項) 年郵政事業特別会計へ繰入	歳入	691,275,000	(項) 一般会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	24,189,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	24,189,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	715,464,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	715,464,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,929,069,000	(項) 他会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,929,069,000	(項) 一般会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	283,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	283,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,646,069,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,646,069,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	15,100,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	15,100,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,944,169,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,944,169,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,454,000,000	(項) 他会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,454,000,000	(項) 一般会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	110,219,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	110,219,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	388,979,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	388,979,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	40,971,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	40,971,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,944,169,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,944,169,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	6,956,083,000	(項) 他会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	6,956,083,000	(項) 一般会計より受入
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,680,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,680,000,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,276,083,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	3,276,083,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	134,472,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	134,472,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	23,753,000	(項) 地方公共団体工事費負担
(項) 労働者災害補償保険	歳入	23,753,000	(項) 地方公共団体工事費負担

第1章 総 則
(収入支出暫定予算)
第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和43年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおとする。

- 日本専売公社
- 日本国鉄公社
- 日本電信電話公社
- 国民金融公庫
- 住宅金融公庫
- 農林漁業金融公庫
- 中小企業金融公庫
- 北海道東北開発公庫
- 公営企業金融公庫
- 中小企業信用保険公庫
- 医療金融公庫
- 環境衛生金融公庫
- 日本開発銀行
- 日本輸出入銀行

(暫定予算の期間)
第2条 この暫定予算は、昭和43年4月1日から4月16日までの期間に係るものである。
第3条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第43条の14第2項の規定による短期借入金金の限度額は、151,400,000,000円とする。
(流用の制限)
第4条 日本専売公社(以下この条において「専売公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

(款) 電気事業者等工事費負担金収入		9,547,000
(項) 電気事業者等工事費負担金収入		9,547,000
(款) 受託工事納付金収入		200,000,000
(項) 受託工事納付金収入		200,000,000
(項) 入 合 計	出	1,180,358,000
(項) 河川事業費		80,542,000
(項) 北海道河川事業費		9,020,000
(項) 河川総合開発事業費		23,175,000
(項) 北海道河川総合開発事業費		1,410,000
(項) 治水事業工事諸費		875,002,000
(項) 治水事業工事諸費		1,208,000
(項) 受託工事費		190,000,000
(項) 出 合 計	入	1,180,358,000
特定多目的ダム建設工事勘定		
(款) 他 計 より 受 入		50,498,000
(項) 一般 計 より 受 入		50,498,000
(款) 地方公共団体工事費負担金収入		10,726,000
(項) 地方公共団体工事費負担金収入		10,726,000
(款) 電気事業者等工事費負担金収入		12,496,000
(項) 電気事業者等工事費負担金収入		12,496,000
(項) 入 合 計	出	73,720,000
(項) 工事諸費等治水勘定へ繰入		73,720,000
都市開発資金融通		
(款) 前年度剰余金受入	入	80,000
(項) 前年度剰余金受入		80,000
(項) 事 務 取 扱 費	出	80,000
昭和三十九年度政府関係機関収入		
収入2,760,000,000		

第3章 日本国有鉄道

(借入金金の限度額)

第5条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第42条の2第2項の規定による長期借入金又は短期借入金金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借 入 金	限 度 額
長期借入金	9,700,000,000 円
短期借入金	35,000,000,000

(流用の制限)

第6条 日本国有鉄道(以下この条において「国有鉄道」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第4章 日本電信電話公社

(借入金等の限度額)

第7条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債 券 等	限 度 額
電信電話債券 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの	払込金額17,500,000,000 円に対応する額面総額
一時借入金	40,000,000,000 円

(流用の制限)

第8条 日本電信電話公社(以下この条において「電電公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場合において、電電公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により、電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金金の限度額)

第9条 次の表の左欄に掲げる公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号の規定による借入金金の限度額は、右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度 額
国民金融公庫 借 入 金	6,000,000,000 円

(保険契約等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度 額
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額 500,000,000 円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険価額の総額 65,000,000,000 貸付金の総額 60,000,000

(流用の制限)

第11条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

甲号 収入支出暫定予算

日 本 専 売 公 社

		日本国有鉄道			
収 入	入	収 入	出	収 入	出
(項) たばこ事業収入	51,845,194,000			(項) 資本勘定より受入	13,000,000,000
収 入	1,719,105,000			支 出	911,636,000
収 入	31,805,000			(項) 電車設備費	4,329,000,000
収 入	53,596,104,000			支 出	6,504,292,000
(項) 給たばこ事業収入	2,516,442,000			支 出	1,255,072,000
収 入	4,301,135,000			支 出	13,000,000,000
収 入	1,726,742,000				
収 入	602,591,000			日本電信電話公社	
収 入	9,146,910,000			収 入	683,609,000
(項) 益勘定				収 入	27,979,250,000
損 益				収 入	1,148,805,000
損 益				収 入	1,078,575,000
損 益				収 入	30,890,239,000
(項) 運輸収入	37,622,952,000			収 入	13,275,013,000
収 入	883,741,000			収 入	5,241,801,000
収 入	38,456,693,000			収 入	2,106,180,000
(項) 給輸動修管理業務委託受渡償却費等資本勘定繰入	24,513,212,000			収 入	1,243,903,000
収 入	947,069,000			収 入	59,826,000
収 入	2,221,246,000			収 入	7,688,733,000
収 入	5,757,618,000			収 入	1,215,637,000
収 入	687,844,000			収 入	59,146,000
収 入	1,288,310,000			収 入	30,890,239,000
収 入	167,000,000				
収 入	3,074,394,000				
収 入	38,456,693,000				
(項) 損益勘定より受入	3,074,394,000				
収 入	225,606,000				
収 入	9,700,000,000				
収 入	13,000,000,000				
(項) 工事勘定繰入	13,000,000,000				
収 入					

[illegible]

昭和四十三年三月二十九日 衆議院會議録第十七号 昭和四十三年度一般会計暫定予算外二件

(項) 回 収 金 467,000,000	(項) 事 業 益 金 1,915,145,000
(項) 雑 収 227,000	(項) 事 業 益 金 1,915,145,000
(項) 雑 入 227,000	(項) 雑 収 8,410,000
(項) 雑 入 1,344,982,000	(項) 雑 入 8,253,000
(項) 事 業 損 金 36,517,000	(項) 雑 入 157,000
(項) 事 業 損 金 1,532,000,000	(項) 雑 入 1,923,555,000
(項) 事 業 損 金 1,568,517,000	(項) 雑 入 379,420,000
(項) 事 業 損 金 249,799,000	(項) 雑 入 249,799,000
(項) 事 業 損 金 122,000	(項) 雑 入 122,000
(項) 事 業 損 金 249,921,000	(項) 雑 入 249,921,000
(項) 事 業 損 金 16,513,000	(項) 雑 入 16,513,000
(項) 事 業 損 金 69,434,000	(項) 雑 入 69,434,000
(項) 事 業 損 金 42,000	(項) 雑 入 42,000
(項) 事 業 損 金 69,476,000	(項) 雑 入 69,476,000
(項) 事 業 損 金 42,868,000	(項) 雑 入 42,868,000
(項) 事 業 損 金 3,568,099,000	(項) 雑 入 3,568,099,000
(項) 事 業 損 金 11,673,000	(項) 雑 入 11,673,000
(項) 事 業 損 金 10,631,000	(項) 雑 入 10,631,000
(項) 事 業 損 金 1,042,000	(項) 雑 入 1,042,000
(項) 事 業 損 金 3,579,772,000	(項) 雑 入 3,579,772,000
(項) 事 業 損 金 355,530,000	(項) 雑 入 355,530,000

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長井田一太郎君。

○報告書は本号末尾に掲載

【井田一太郎君登壇】

○井田一太郎君 ただいま議題となりました昭和四十三年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、現在参議院で審議されております昭和四十三年度総予算の年度内成立が困難なことをおもんばかって、昭和四十三年四月一日から十六日までの期間の分について作成されたものであります。三月二十六日予算委員会に付託され、本日、政府から提案理由の説明を聴取し、質疑を行なった後、採決をいたしましたものであります。

一般会計暫定予算の歳出は、四千三百九十一億円でありまして、生活保護基準及び失対賃金の引き上げ、大学生増募に伴う経費等、社会、文教政策上放置することができないものを除きましては、新規施策にかかる経費は原則として計上してありません。

また、歳入は八百九十四億円でありまして、歳入超過分の財源は、国庫余裕金または大蔵省証券

の発行等によりまかなうことになっております。なお、特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計の例に準じて暫定予算が作成されております。

次に、質疑は、暫定予算に関連して、国政各般にわたる行なわれましたが、その詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、ここでは一、二の点について申し上げます。

質疑の第一点は、予算の形式についてであります。すなわち、「この暫定予算は、三千四百九十六億円の歳入超過となっているため、国庫の資金繰りについては、大蔵省証券三千億円を発行することにも、残りは国庫余裕金を使用することにして、残りの、この余裕金を歳入の項目として受け入れるべきではないか」という趣旨の質疑がありまして、これに対しては、「この余裕金は、前々年度の剰余金からなるものだが、これは決算終了後でない限り歳入として受け入れることができないので、歳入外で運用することとしている。」という趣旨の答弁がありました。

なお、総予算審議の際にも質疑がありました国庫債務負担行為の計上方法につきまして、「国庫債務負担行為は、歳出予算に計上してある金額を含めて計上してあって、二重に債務負担の機能を付与していることとなり妥当でない。また、具体的事項別に区分しなければならないのに、きわめ

昭和四十三年三月二十九日 衆議院會議録第十七号 昭和四十三年度一般會計暫定予算外二件 医師法の一部を改正する法律案

て包括的なものがあり、財政法の趣旨に反する。」
という発言があり、政府から、今後検討する旨答
弁がありました。

質疑の第二点は、現在の国際通貨不安について
であります。すなわち、「国際通貨危機に對する
政府の現状認識は甘過ぎる。金の二重価格制は、
いずれはドルの切り下げあるいはドルとの乖離に
導き、現在のIMF体制をゆさぶることにならな
いか。このような国際通貨制度の動搖は、世界貿
易の發展を阻害し、四十三年度のわが国の国際収
支の見通しを大幅に狂わせるのではないか。」とい
う趣旨の質疑がありまして、これに對しまして
は、「アメリカの国際收支改善への努力が強化さ
れつつあるので、ドルの切り下げはないものと信
じている。国際通貨制度を検討するため、現在十
カ国蔵相會議が開かれていて、当面、基軸通貨
であるドルの価値を維持し、一方、SDRをでき
るだけ早く発足させることが必要である。しかし
このSDR自体も、あくまでも国際間の協力と各
国の自制を基礎とすべきものであり、決して万能
ではない。支払い手段の不安定が売買の成約を妨
げる要因となっているのは事実だが、いまのとこ
ろ米國と西歐の經濟成長は依然期待し得るので、
日本の輸出が一五%伸びるのは可能と思われる。」
という趣旨の答弁がありました。

かくて、質疑終了後、討論もなく、暫定予算三
案を一括して採決を行ないましたところ、多數を
もって政府原案のとおり可決すべきものと決定さ
れた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(石井光次郎君) 三件を一括して採決いた
します。

三件の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よって、三件と
も委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

医師法の一部を改正する法律案(第五十七回
国会、内閣提出)

○山村新治郎君 議案上程に關する緊急動議を提
出したします。

この際、第五十七回国会、内閣提出、医師法の
一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報
告を求め、その審議を進められんことを望みま
す。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。
医師法の一部を改正する法律案を議題といたし
ます。

医師法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年十二月十六日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

医師法の一部を改正する法律

醫師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を
次のように改正する。

第十一条第一号を次のように改める。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)
に基づく大学(以下単に「大学」という。)にお
いて、医学の正規の課程を修めて卒業した者

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 臨床研修
第十六条の二 医師は、免許を受けた後も、二年
以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の
附屬施設である病院又は厚生大臣の指定する病

院において、臨床研修を行なうように努めなけ
ればならない。

2 厚生大臣は、前項の指定をしうとするとき
は、あらかじめ、医師試験研修審議会の意見を
きかなければならない。

第十六条の三 厚生大臣は、前条第一項の規定に
よる臨床研修を行なつた者について、その申請
に基づき、当該臨床研修を行なつた旨を医籍に
登録する。

2 医師免許を受けた後、二年以上沖縄地域(硫
黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の
南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいう。)に
ある病院又は外国の病院であつて、厚生大臣が
適当と認めるものにおいて、臨床研修を行なつ
た者は、前項の規定の適用については、前条第
一項の規定による臨床研修を行なつた者とみな
す。

3 厚生大臣は、第一項の規定により登録をした
ときは、登録証を交付する。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、臨
床研修に係る登録並びに登録証の交付、書換え
交付、再交付及び返納に關して必要な事項は政
令で、第十六条の二第一項の指定に關して必要
な事項は省令で定める。

第二十六条中「及び第十一条に規定する実地修
練」を、「第十一条第二号に規定する実地修練、第
十六条の二第一項の指定及び第十六条の三第一項
の規定による登録に、「掌らせしる」を「つかさどら
せる」に、「医師試験審議會」を「医師試験研修審
議會」に改める。

第三十条中「医師試験審議會」を「医師試験研修
審議會」に、「掌る者」を「つかさどる者」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者
は、五千円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条から第
二十二条まで又は第二十四条の規定に違反し
た者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて第十六条の
三第一項の規定による登録を受けた者

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行
する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に医師免許を受けた者につ
いては、この法律による改正後の医師法第三章
の二の規定は適用しない。この法律の施行前に
行なわれた医師國家試験に合格した者又は國民
医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十
一年勅令第四百二二号)附則第二項の規定に該當
する者であつて、この法律の施行後医師免許を
受けたものについても、同様とする。

3 この法律の施行前に行なわれた医師國家試験
に關する事務は、この法律による改正後の医師
法第二十六条の規定にかかわらず、この法律の
施行後も、医師試験審議會が処理するものと
し、同審議會は、その事務が終了するまでの
間、当該事務の処理に關しては、なお存続する
ものとする。

(医療法の一部改正)
4 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部
を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一条又はは」を
「第十一条第二号若しくはは」に、「第十一条の規定
による実地修練を行なせる」を「第十一条第二号
の規定による実地修練又は医師法第十六条の二
第一項の規定による臨床研修を行なせる」に
改める。

(厚生省設置法の一部改正)
5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一
号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表医師試験審議會の項を
次のように改める。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて第十六条の
三第一項の規定による登録を受けた者

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行
する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に医師免許を受けた者につ
いては、この法律による改正後の医師法第三章
の二の規定は適用しない。この法律の施行前に
行なわれた医師國家試験に合格した者又は國民
医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十
一年勅令第四百二二号)附則第二項の規定に該當
する者であつて、この法律の施行後医師免許を
受けたものについても、同様とする。

3 この法律の施行前に行なわれた医師國家試験
に關する事務は、この法律による改正後の医師
法第二十六条の規定にかかわらず、この法律の
施行後も、医師試験審議會が処理するものと
し、同審議會は、その事務が終了するまでの
間、当該事務の処理に關しては、なお存続する
ものとする。

(医療法の一部改正)
4 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部
を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一条又はは」を
「第十一条第二号若しくはは」に、「第十一条の規定
による実地修練を行なせる」を「第十一条第二号
の規定による実地修練又は医師法第十六条の二
第一項の規定による臨床研修を行なせる」に
改める。

(厚生省設置法の一部改正)
5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一
号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表医師試験審議會の項を
次のように改める。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて第十六条の
三第一項の規定による登録を受けた者

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行
する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に医師免許を受けた者につ
いては、この法律による改正後の医師法第三章
の二の規定は適用しない。この法律の施行前に
行なわれた医師國家試験に合格した者又は國民
医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十
一年勅令第四百二二号)附則第二項の規定に該當
する者であつて、この法律の施行後医師免許を
受けたものについても、同様とする。

3 この法律の施行前に行なわれた医師國家試験
に關する事務は、この法律による改正後の医師
法第二十六条の規定にかかわらず、この法律の
施行後も、医師試験審議會が処理するものと
し、同審議會は、その事務が終了するまでの
間、当該事務の処理に關しては、なお存続する
ものとする。

(医療法の一部改正)
4 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部
を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一条又はは」を
「第十一条第二号若しくはは」に、「第十一条の規定
による実地修練を行なせる」を「第十一条第二号
の規定による実地修練又は医師法第十六条の二
第一項の規定による臨床研修を行なせる」に
改める。

医師試験研 修審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第一條第二号に規定する実地修練、同法第十六條の二第一項の指定及び同法第十六條の三第一項の規定による登録に関する重要事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

（公衆衛生修学資金貸与法の一部改正）

公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

（公衆衛生修学資金）

第二條 政府は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下単に「大学」といふ。）の医学部又は歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金（以下「修学資金」といふ。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

（貸与方法）

第三條 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、昭省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分分又は三分分をあわせて貸与することができる。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七條第一項第一号中「医学を専攻した者にあつては実地修練を終了した後、歯学を専攻した者にあつては」を削り、「その他の機関」の下に「（以下「保健所等」といふ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十六條の二第一項の規定による臨床研修又は同法第十六條の三第二項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」といふ。）を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び保健所等の職員となつた場合においては、その者を、先の保健所等の職員としての在職期間と後の保健所等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

第八條第二号中「貸与を受けた者が医学を専攻した者であるときは実地修練を終了した後、歯学の専攻した者であるときは」を「貸与を受けた者が、」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき（前条第一項第二号に該当するときは除く。）

第八條中第四号を第六号とし、第三号の次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき（前条第一項第二号に該当するときは及び保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。）

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び保健所等の職員とならなかつたとき。

第九條第一項から第三項までの規定中「保健所又は第七條第一項第一号に規定する機関」を「保健所等」に改める。

第十條第一項を次のように改める。
政府は、次の各号に掲げる場合には、それ

ぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の義務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に在職する場合、その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつてゐる場合、その臨床研修を行なつてゐる期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合、その理由が継続する期間

（公衆衛生修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置）

7 この法律による公衆衛生修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法（次項及び附則第九項において「旧法」といふ。）の規定に基づき既に生じた公衆衛生修学資金（次項及び附則第九項において「修学資金」といふ。）の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

8 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

9 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一條第一号に規定する実地修練を終了したもののに対するこの法律による改正後の公衆衛生修学資金貸与法（以下この項において「新法」といふ。）の規定の適用については、新法第七條第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）による改正前の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一條第一号に規定する実地修練（以下単に「実地修練」といふ。）を終了した後」と、新法第七條第三項並びに第八條第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）
矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

（矯正医官修学資金）

第二條 政府は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下単に「大学」といふ。）の医学部において医学を専攻する学生であつて、将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金（以下「修学資金」といふ。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

第三條中「実地修練を終了する日」を「大学を卒業する日」に改める。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七條第一項第一号中「実地修練を終了した後」を「大学を卒業した後」に改め、「その他の機関」の下に「（以下「矯正施設等」といふ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに矯正施設等の職員となり、かつ、引き続き矯正施設等に在職した者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。

第八條第二号中「実地修練を終了した後」を

昭和四十七年三月二十九日 衆議院會議録第十七号 医師法の一部を改正する法律案

「大学を卒業した後」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき（前条第一項第二号に該当するものを除く。）

第八条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつたとき（前条第一項第二号に該当するとき及び矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。）

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び矯正施設等の職員とならなかつたとき。

第九条第一項から第三項までの規定中「矯正施設又は第七條第一項第一号に規定する機関」を「矯正施設等」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設等に在職する場合、その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつていた場合、その臨床研修を行なつていた期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合、その理由が継続する期間

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置）

11 この法律による矯正医官修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法（以下「旧法」という。）の規定に基づき既に生じた矯正医

官修学資金（以下「修学資金」という。）の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

12 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

13 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一條第一号に規定する実地修練を終了したものの対するこの法律による改正後の矯正医官修学資金貸与法（以下「新法」という。）の規定の適用については、新法第七條第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）による改正前の医師法（昭和二十三年法律第二百一十一號）第十一條第一号に規定する実地修練（以下単に「実地修練」という。）を終了した後」と、新法第七條第三項並びに第八條第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

（母子福祉法の一部改正）

14 母子福祉法（昭和三十三年法律第二百二十九號）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「これに引き続き実地修練を含む。」を削る。

理由

大学の医学部を卒業した者が、診療及び公衆衛生に関する実地修練を経ないで、医師国家試験を受験できるように改めるとともに、新たに免許を取得した医師に関する臨床研修の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。社会労働委員長八田貞義君。

【報告書は本号末尾に掲載】

【八田貞義君登壇】

○八田貞義君 ただいま議題となりました医師法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の医師免許は、大学の医学部を卒業した後、一年以上の実地修練を行なつた者に対し、国家試験を行なつた上与えております。しかし、この実地修練の制度は、実地修練生の身分、処遇等について問題がありますので、本案は、医師国家試験の受験資格等につき改正を行なうとするものであります。

その要旨は、

第一に、実地修練を廃止し、大学の医学部を卒業した者は、直ちに国家試験を受験できるものとす、これに合格した者に医師免許を与えること

第二に、医師は、免許を受けた後、二年以上厚生大臣の指定する病院等で臨床研修を行なうよう定めなければならないこと、また、この臨床研修を行なつた場合、厚生大臣は、その医師の申請に基づき臨床研修を行なつた旨を医籍に登録することとし、登録証を交付すること

第三に、医師試験審議会を改組して、医師試験研修審議会とし、医師国家試験、病院の指定等に関する重要事項の調査審議に当たらせること等であります。

本案は、去る第五十七回国会の昭和四十二年十月十六日に本委員会に付託となり、本国会に継続して審査となつたものであります。自來熱心な質疑応答が行なわれたのであります。その詳細は会議録に御承知願います。

かくて、本日質疑を終了しましたところ、本案に対し自由民主党より修正案が提出されました。

その要旨は、

第一に、医師は、免許を受けた後も、臨床研修を行なうように「努めなければならない」となつて

いるのを「努めるものとする」とこと

第二に、臨床研修者の医籍登録をやめ、病院長が臨床研修者を厚生大臣に報告すること

第三に、「昭和四十三年四月一日」となつていた施行期日を「公布の日」に改めること等であります。

次いで、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、教育病院の整備、指導体制の充実、研修中の医師の社会的地位と処遇の統一かつ改善等について附帯決議を付しました。

以上、御報告申し上げます。

【参照】

医師法の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

医師法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十六條の二 第二項の改正規定中「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用については、沖縄地域（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域をいう）にある病院又は外国の病院で、厚生大臣が適当と認めたものは、同項の厚生大臣の指定する病院とみなす。

第十六條の三 前条第一項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

第十六条の四の改正規定中、「臨床研修に係る登録並びに登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は政令で」を削り、「に關して必要な事項は」を並びに前条第一項及び第二項の報告に關して必要な事項は、」に改める。

第二十六條の改正規定中、「第十六條の二第一項の指定及び第十六條の三第一項の規定による登録」を「及び第十六條の二第一項に規定する臨床研修」に改める。

第三十三條の改正に關する部分を削る。
附則第一項中「昭和四十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第五項の厚生省設置法第二十九條第一項の表医師試験研修審議會の項の改正規定中、「同法第十六條の二第一項の指定及び同法第十六條の三第一項の規定による登録」を「及び同法第十六條の二第一項に規定する臨床研修」に改める。

附則第六項の公衆衛生修學資金貸与法第七條第三項の改正規定中「又は同法第十六條の三第二項に規定する臨床研修」を削る。

附則第九項中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改める。

附則第十項の矯正医官修學資金貸与法第七條第三項の改正規定中「又は同法第十六條の三第二項に規定する臨床研修」を削る。

附則第十三項中「昭和四十二年」を「昭和四十三年」に改める。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。
本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会い

たします。

午後十時二十五分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
法務大臣	赤岡 文三君
外務大臣	三木 武夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
文部大臣	灘尾 弘吉君
厚生大臣	園田 直君
農林大臣	西村 直己君
通産産業大臣	椎名悦三郎君
運輸大臣	中曾根康弘君
郵政大臣	小林 武治君
労働大臣	小川 平二君
建設大臣	保利 茂君
自治大臣	赤澤 正道君
国務大臣	木村 武雄君
国務大臣	木村 俊夫君
国務大臣	鍋島 直昭君
国務大臣	増田甲子七君
国務大臣	宮澤 喜一君

○明読を省略した議長の報告

(議員死去)

一、鹿児島県奄美群島区選出議員伊東隆治君は、昨二十八日死去された。

(常任委員辞任)

一、昨二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塩谷 一夫君	華山 親義君
中尾 栄一君	
地方行政委員	
伊東 隆治君	岡崎 英城君
木野 晴夫君	中尾 栄一君
藤田 義光君	山口シヅエ君

法務委員

小笠 公昭君	小宮山重四郎君
佐々木秀世君	世耕 政隆君
原田 憲君	山崎 巖君
林 百郎君	
岡田 春夫君	河野 密君
佐々木更三君	堂森 芳夫君
西村 榮一君	神門至馬夫君
中谷 鉄也君	野間千代三君
横山 利秋君	岡澤 完治君

大蔵委員

中嶋 英夫君	広瀬 秀吉君
岡澤 完治君	岡田 春夫君
八木 昇君	西村 榮一君
河野 洋平君	高橋 英吉君
賀屋 興宣君	加藤 万吉君
八木 昇君	三ッ林弥太郎君
井上 普方君	岡本 隆一君

社会労働委員

赤路 友藏君	實川 清之君
斎藤 実君	芳賀 實君
柳田 秀一君	
海部 俊樹君	小宮山重四郎君
坂本三三三君	田中 六助君
武藤 嘉文君	中谷 鉄也君
岡本 富夫君	伊東 隆治君
岡崎 英城君	木野 晴夫君
藤田 義光君	山口シヅエ君
佐々木更三君	

農林水産委員

赤路 友藏君	實川 清之君
斎藤 実君	芳賀 實君
柳田 秀一君	
海部 俊樹君	小宮山重四郎君
坂本三三三君	田中 六助君
武藤 嘉文君	中谷 鉄也君
岡本 富夫君	伊東 隆治君
岡崎 英城君	木野 晴夫君
藤田 義光君	山口シヅエ君
佐々木更三君	

運輸委員

小淵 恵三君	神門至馬夫君
賀屋 興宣君	河野 密君
小淵 恵三君	
石橋 政嗣君	水野 清君
	小宮山重四郎君

通信委員

小淵 恵三君	神門至馬夫君
賀屋 興宣君	河野 密君
小淵 恵三君	
石橋 政嗣君	水野 清君
	小宮山重四郎君

建設委員

塩谷 一夫君	森本 靖君
井上 普方君	加藤 万吉君
勝岡田清一君	山本 幸一君
横山 利秋君	堂森 芳夫君
西尾 末廣君	谷口善太郎君

決算委員

勝澤 芳雄君	芳賀 實君
森本 靖君	柳田 秀一君
赤路 友藏君	石橋 政嗣君
實川 清之君	曾根 益君

懲罰委員

中尾 栄一君	山本 幸一君
塩谷 一夫君	
小宮山重四郎君	原田 憲君
佐々木秀世君	世耕 政隆君
小笠 公昭君	山崎 巖君
藤田 義光君	伊東 隆治君
木野 晴夫君	中尾 栄一君
岡崎 英城君	山口シヅエ君
谷口善太郎君	

地方行政委員

野間千代三君	神門至馬夫君
中谷 鉄也君	横山 利秋君
岡澤 完治君	河野 密君
佐々木更三君	岡田 春夫君
堂森 芳夫君	西村 榮一君

法務委員

八木 昇君	岡田 春夫君
西村 榮一君	広瀬 秀吉君
中嶋 英夫君	岡澤 完治君

文教委員

八木 昇君	岡田 春夫君
西村 榮一君	広瀬 秀吉君
中嶋 英夫君	岡澤 完治君

高橋 英吉君 河野 洋平君

三ツ林弥太郎君 井上 普方君
岡本 隆一君 賀屋 興宣君
加藤 万吉君 八木 昇君

農林水産委員 柳田 秀一君 芳賀 貢君
岡本 富夫君 實川 清之君
赤路 友藏君

商工委員 木野 晴夫君 岡崎 英城君
伊東 隆治君 藤田 義光君
山口シヅエ君 佐々木更三君
斎藤 実君 坂本三十次君
小宮山重四郎君 海部 俊樹君
田中 六助君 武藤 嘉文君
中谷 鉄也君

運輸委員 賀屋 興宣君 河野 密君
小淵 惠三君 神門至馬夫君

通信委員 小宮山重四郎君 塩谷 一夫君
森本 靖君 小淵 惠三君
水野 清君 石橋 政嗣君

建設委員 加藤 万吉君 井上 普方君

予算委員 田中 武夫君 森本 靖君
堂森 芳夫君 横山 利秋君
塚本 三郎君 林 百郎君

決算委員 勝岡田清一君 實川 清之君
石橋 政嗣君 赤路 友藏君
柳田 秀一君 森本 靖君
芳賀 貢君 西尾 末廣君

懲罰委員 (常任委員死去)
一、昨二十八日、地方行政委員伊東隆治君は死去

された。

(特別委員辞任)

一、昨二十八日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 小林 信一君 石野 久男君
沖繩及び北方問題等に関する特別委員 伊東 隆治君

(特別委員補欠選任)

一、昨二十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員 石野 久男君 小林 信一君
沖繩及び北方問題等に関する特別委員 竹下 登君

(議案提出)

一、昨二十八日、議員から提出した議案は次の通りである。
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十四名提出)
国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十一名提出)

(条約受領)

一、昨二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。
船員の厚生用物品に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件

(条約付託)

一、昨二十八日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
船員の厚生用物品に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)(予)
アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)(予)
以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。
石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)
石炭対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)
一、昨二十八日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案
一、昨二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(答弁書受領)

一、昨二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員竹本孫一君提出国際金融危機に備える政府の施策に関する質問に対する答弁書
国際金融危機に備える政府の施策に関する質問主意書

(答弁書提出)

一、昨二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員竹本孫一君提出国際金融危機に備える政府の施策に関する質問に対する答弁書
国際金融危機に備える政府の施策に関する質問主意書

(答弁書提出)

一、昨二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員竹本孫一君提出国際金融危機に備える政府の施策に関する質問に対する答弁書
国際金融危機に備える政府の施策に関する質問主意書

世界平和秩序の根幹として、国際決済通貨と国際金融の安定は、不可欠な条件であるが、昨年十一月のポンド切下げに始まる国際金融不安は、ついに本月十八日における七箇国金プールの解体と金価格の二本建て容認の事態にまで拡大し、国際決済通貨と金価格の動揺、世界経済のデフレ化のおそれなど、経済危機感が世界的に高まっている。七箇国金プール会議で決定した方針によつて、ドル・ポンドは一時的に小康を保つてはいるが、米英の国際収支の不安定解決の見通しが基本的に明確でない現時点において、国際金融はまだ安定を確保したとはいえない。このような重大時期にのぞんで、工業生産力は高度化しても金準備の過少なわが国は、国民経済防衛上きわめて不利な立場にあり、国民の不安はそこに集中している。

ついで、国民の不安と疑惑にこたえ、この際、わが国経済の安定を確保する方途を明らかにするため、政府は次の諸点について、確たる見解を示されたい。

一 政府の政治責任について
わが党は、立憲的責任、しばしば自民党政府に對して、わが国の外貨保有高ならびにその内訳としての金準備が、国民所得規模や国際収支規模の拡大に比例して堅実に蓄積されず、特に金準備の過少が必らず近い将来に重大なる欠陥になることを指摘しつづけてきた。

いまや、パリに金自由市場が出現し、金価格がドルとパリ中心の自由価格との二本建てとなつた時点において、外貨保有のうち十五億ドルを海外引揚げのおそれの強いユーロダラーに依存し、また金準備わずか三億ドル程度のわが国の手持ち外貨事情をもつては、わが国の国際收支危機の克服と円価値の維持は困難をきわめる。このような事態を招来した責任は、あげて歴代の自民党政府のあやまれる外貨蓄積方式にあることは明らかである。政府はこの責任を国民に對していかに説明するか承りたい。

二 政府の国際金融不安の現状認識について

政府は、わが国の保有外貨のうち、金準備を極力低く押えて、ドル・ポンド為替の有利な運用をはかつたことこそ、高度成長と国際収支規模の拡大を実現した理由であると自画自讃しているが、この政府の意見は、ドル・ポンド価値に対する過度の信用と、貿易と資本の自由化に対する希望の観測の行きすぎに基づくものといわざるを得ない。今後大勢として、自由市場における金価格の上昇はつづき、これと相対的にドル・ポンド自由価値が低落することは避けられない。しかも米国のドル防衛に対する国際協力の名として友好国に輸入課徴金を適用するがごとき貿易自由化に逆行する利己主義には、ドル・ポンド及び各国の通貨不信に始まる金融恐慌に発展するおそれなしとしない。政府のドル過信、自由化に対する甘い願望は、いたずらに政府の対米追随と自主経済確立に関する無策を表明するものにすぎない。いまや、このままの姿でドルを今秋の大統領選挙後まで維持し続けることはほとんど不可能にちかいかい。この際、秩序ある国際協力のなかで、米国の硬直化したドル防衛策の抜本的是正を、米政府に対して強く要請すべきときであると思うが、政府の見解を承りたい。

三 国際金融不安の打開策について

金価格がすでにドルと自由市場の二本建てとなつた現在、一オンス三十五ドルを堅持せんとする米国のドル防衛策が、国外への金流出の全面的制限措置をとること、ならびに、ドル防衛協力国も同様の措置をとるであらうことは必至である。従つて、世界経済の流動性が停滞に転じ、デフレ化することは不可避である。米国はいまこそ、ドル防衛の基本策として、ベトナムと平和の早期実現、財政金融の引き締めによる国内インフレの抑制、輸入課徴金など他国への犠牲転嫁の中止を断行し、国際金融不安の根源を

排除すべきときである。

政府は、単に輸入課徴金問題についての対米特使派遣を考慮するだけでなく、早急に自由主義諸国家の首脳会議を招集し、国際金融不安除去の世界最高会議を開催するよう、米政府に要請すべきであると思うが、政府の所信を承りたい。

四 当面の国内緊急対策について

すでに国内の外国為替取引は渋滞を生じ、貿易商社や輸出関連製造業者等の不安動揺が高まりつつある。一方、円売りと国内資産株への投機など、円通貨に対する不安から生ずる思惑も拡大している。

政府は、国際金融不安によつて生じているこれら国内の不安動揺を抑制するため、当面直ちに次の緊急措置を講ずる必要があると思うが、政府の見解を承りたい。

1 輸出停滞によつて生ずる業者の損失、または業者の金繰り悪化に対する金融機関の緊急融資は、金融の窓口規制を適用せず、優先的に融資すること。

2 輸出停滞によつて生ずる倒産または関連倒産に対しては、すべて輸出保険または中小企業信用保険の緊急適用によつてこれを防止すること。

3 米国の輸入課徴金実施のいかんにかかわらず、わが国は自主的に輸出所得控除制度を設けるよう本国会に税制案を提出し、輸出減退の防止と輸出の拡大をはかること。

五 昭和四十三年度財政金融政策の弾力的運用について

国際金融不安の激化は、あらゆる予測をこえて急速に拡大している現状にかんがみ、政府は、目下国会で審議中の昭和四十三年度予算の執行ならびにこれに対応する今後の金融については、常に状況の変化に応じて弾力的かつ機動的に運用すべきであると思うがどうか。

1 政府は財政金融の引き締め政策を堅持する

こと。ただし、輸出関係融資は金融規制を適用しないこと。

2 明年度歳出予算の支出一部繰延べと行政費用の節約、国債発行額の減額等を含む補正予算を編成すること、および本国会の会期終了後に補正予算編成を必要とする場合は、直ちに臨時国会を召集すること。

六 国際収支悪化に伴うI・M・F(国際通貨基金)資金の借入れについて

現状においては、輸出の減退と、資本収支の大幅悪化、すなわちユーロダラーの引揚げ等によつて、国際収支の赤字が大幅に増加するおそれが強くなつてきた。米国の今後いつそうドル防衛を強化し、かつドル不安も短期間に解消しないことは明らかであるので、赤字増大傾向に对应して、対米スワップ契約によつて保有外貨の補強を図ることは、心理的效果以外に多くの成果を期待しえない。よつて、今後のユーロダラーの引揚げによるわが国の保有外貨減少を補てんするためには、I・M・Fを強化するとともに、これよりの借入れを実施すべきであると思うが、政府の所信を承りたい。

七 国際収支赤字の見通しと円価値維持についての政府の決意について

昭和四十三年度のわが国経済は、政府の予測をこえた国際収支の赤字を生ずることはすでに避けられないが、この赤字増加幅を最小限にとどめ、ドル不安下においてもなお円価値の維持をはかるため、いまこそ政府は、勇気と決断を持って国民に真実を示し、その協力をもとめるべきである。

この見地にたつて、政府が次の施策を実施する決意があるかどうかを明らかにされた。

1 明年度の国際収支赤字増加を最小限度どの程度として予測するか、その予測の根拠とともに国民に明らかにすること。

2 ドル不安下においての円価値維持のため、政府は財政金融の引き締めと輸出拡大について

の思ひきつた施策を時期を失せず講ずべきであるが、政府はその構想をすみやかに国民に明らかにすること。

3 現時点における世界金融不安の打開のためには、前述のごとくベトナム戦争の早期解決と、米国内のインフレ抑制に併行して、米国のおよびわが国を含むドル防衛協力国が計画的に、経済秩序の混乱を排除しつつ不自然なる金の二重価格の早期解決と各国平価の総合的調整を円滑に推進するよう、各国巨頭会議を開催する必要がある。政府はこの認識にたつて、米政府に各国巨頭会議の招集を要請すること。

右質問する。

昭和四十三年三月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作
衆議院議長 石井光次郎殿
衆議院議員竹本孫一君提出国際金融危機に備える政府の施策に関する質問に対する答

を交付する。
[別紙]
衆議院議員竹本孫一君提出国際金融危機に備える政府の施策に関する質問に対する答

附書
政府の政治責任について

外貨および金準備の保有高については、わが国が今まで達成してきた高度の経済成長とあわせて、これは総合的に判断すべきものであり、その点からみてわが国の外貨準備政策は妥当なものであった。

わが国経済は従来においても強い国際競争力に支えられ、また適切な経済運営により国際収支の困難を円滑に調整してきたが、今後も基本的には適切な産業政策により産業の国際競争力を強め輸出の振興を図るとともに、財政金融政策を中心とする経済政策の適切な運営により、国際収支の早期改善を達成し十分円価値を確保

していくことができるものと信じている。

二 政府の国際金融不安の現状認識について
わが国を含む世界の経済発展のためには、国際通貨体制の安定が不可欠の要件であるが、安定への過程において世界経済が縮小することがあつてはならない。このような基本的認識に立つて現在基軸通貨国は、それぞれ国際収支改善のため真剣に努力を傾注しており、同時にIMF加盟各国特に国際収支が黒字基調にある西欧諸国は、これに対し協力を示している。

政府としては、これらの自主的努力と国際協力により、また、現行国際通貨体制を補強するためのIMF特別引出権の実現促進等により、国際金融情勢は安定に向うことを期待する。

三 国際金融不安の打開について

前記のような情勢にかんがみ、現在十カ国蔵相会議などにおいて、国際通貨制度の検討のための真剣な努力がなされているところであり、国際金融不安除去のための世界最高会議などの開催の必要はないものと考へている。

四 当面の国内緊急対策について

1 輸出停滞に起因する資金需要につき一律無差別に優先的に融資することは困難であるが、実情に應じケース・バイ・ケースで配慮を加えることは必要であると考えられる。日本銀行も同様の見解である。

2 輸出停滞にともなう関連倒産の防止については、中小企業信用保険法第十二条に規定する倒産関連保証の特例の適用について特別な配慮を行なう等積極的に対策を講じて参りたい。

3 (1) 輸出の振興については、従来から、税制上輸出割増償却、海外市場開拓準備金、技術等海外取引の特別控除等の諸措置を講じ、他の分野に比べて格段の配慮を行なつてきたところであり、来年度の税制改正においても、特に次のような税制上の輸出振興の特別措置を講ずることとしている。

(4) 輸出の伸長に特に貢献したと認められ企業に対する輸出割増償却の特別割増しおよび海外市場開拓準備金の高率積立

(5) 技術等海外取引にかかる所得控除制度の対象範囲の拡大

(6) 海外投資損失準備金の対象となる新開発地域法人の範囲の拡大

(7) 輸出所得控除制度については、種々問題もあるもので、慎重に対処すべきものと考え

五 昭和四十三年度財政金融政策の弾力的運用について

1 厳しさを加えた国際金融環境の下では、国際収支の早期改善の必要性は特に強いのであり、今後とも引締め政策を堅持し、時々の経済情勢の推移に即して政策の機動的運用を図ることにより、引締め効果の浸透、定着に努める必要がある。

なお、輸出関係金融は、日本銀行の行なう窓口規制の適用外とされている。

2 予算の執行および金融政策の運営に当たつては、経済情勢の推移に即して機動的に対処し、その弾力的運用をはかつていくべきことは当然であり、この点については、すでに予算編成方針で明らかにしているところである。

なお、補正予算の編成については、現在の段階においてその必要があるとは考へていない。

六 国際収支悪化に伴うIMF(国際通貨基金)資金の借入れについて

国際通貨機構の安定のため現在西欧諸国が進めている経済政策は、国際経済の縮小を避ける方向であるが、わが国としては、流動的に事態に対処しうよう既に実施している財政金融面の諸措置の浸透を図つているので今後着実に貿易収支の改善の実をあげるとともに、対外信用

の強化と相まつて資本収支にも重大な支障は生じないものと信じている。

なお、このような国際収支改善の過程においても必要が生ずればIMF借入れ等により対処することも考えられようが、いまのところこれらの手段によることは考へていない。

七 国際収支赤字の見直しと円価値維持について
政府の決意について

1 四十三年度の国際収支見直しについては、現在のとおり先に閣議決定した見直しを改訂

昭和四十三年度一般会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和四十三年度一般会計予算の年度内成立が困難なので、四月一日から四月十六日までの期間について、編成されたものである。

本暫定予算の編成要領は、次のとおりである。

1 歳出においては、人件費、事務費等の経常的な経費のほか、既定の施策に係る経費は、法令に基づき国の義務となつていける経費等必要最小限のものについて、所要の額を計上することとし、新規の施策に係る経費は原則として計上しない。

ただし、教育及び社会政策上の配慮等から、暫定予算の期間であつても放置することが適当でないもの(生活扶助基準の引上げ、失業対策事業の賃金日額の引上げ、大学生の増募等)については、特に計上する。また、公共事業関係費については、災害復旧等事業費のほか、直轄事業の人件費、工事費、維持修繕費等の経常的な経費につき所要の額を計上する。

2 歳入においては、暫定予算の期間中に見込まれる額を計上する。

次に、本暫定予算の内容の概略は、次のとおりである。

昭和四十三年度一般会計暫定予算は、歳入総額八百九十四億一千五百万円、歳出総額四千三百九十億六千五百万円であつて、三千四百九十六億五千万円の歳出超過となつていける。なお、国庫の資金繰りについては、余裕金を運用するほか、三千億円を限度として、必要に応じ大蔵省証券を発行することとしている。(単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入

八七、八六七百万円

する考へはない。
2 円価値の維持は自らの経済の体質の強化によつて達成することが必要であり、今後とも景気調整策を堅持することにも、輸出の拡大に努めてまいりたい。
3 現段階においては、各国巨頭会議等の招集を要請する必要はないと考へている。
右答弁する。

2 官業益金及官業収入 三七百万円
3 雑収入 一、五一百万円

歳出

1 社会保障関係費 五二、四九六百万円
(1) 生活保護費 一三、五七二百万円
生活扶助基準を十三%引き上げるとともに、教育扶助及び住宅扶助においても、それぞれ基準の引上げを行なうこととしている。

(2) 社会福祉費 三、六九九百万円
(3) 社会保険費 二一、二六九百万円
(4) 保健衛生対策費 九、一八〇百万円
(5) 失業対策費 四、七七五百万円
失業対策事業については、貸金日額を八十四円九十二銭引き上げて、平均七百九十五円六十二銭とすることとしている。

2 文教及び科学振興費

(1) 義務教育費国庫負担金 二〇、〇九二百万円
(2) 国立学校特別会計へ繰入 七、二五七百万円
大学入学生志願者の増加等を考慮し、大学生の増募等を行なうこととしている。
(3) 科学技術振興費 一、四九五百万円
(4) 教育振興助成費 一九五百万円
(5) 育英事業費 一、三〇〇百万円

3 国債費

4 恩給関係費

(1) 文官等恩給費 五八、七三二百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費 六、九〇七百万円
(3) 恩給支給事務費 四九、八〇九百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費 二〇八百万円
一、八〇七百万円

5 地方交付税交付金

6 防衛関係費

二二七、二四九百万円
一三、〇六九百万円

7 特殊対外債務処理費

8 公共事業関係費

(1) 治山治水対策事業費 一〇、一六四百万円
(2) 道路整備事業費 七六〇百万円
(3) 港湾漁港空港整備事業費 一、二八八百万円
(4) 農業基盤整備費 三二一百万円
(5) 災害復旧等事業費 二九九百万円
七、六五五百万円
9 貿易振興及び経済協力費 六五二百万円
10 中小企業対策費 七五百万円
11 農業保険費 一、〇二二百万円
12 産業投資特別会計へ繰入 五、〇〇〇百万円
13 その他の事項経費 二、二八五百万円
14 予備費 三、〇〇〇百万円

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十三年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年三月二十九日

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 井出一太郎

昭和四十三年度特別会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、造幣局特別会計ほか四十二の特別会計に関するもので、一般会計暫定予算の編成に準じて、四月一日から十六日までの期間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

国債整理基金特別会計 歳入(百万円) 六七一、三八八
歳出(百万円) 六七一、三八八

昭和四十三年三月二十九日 衆議院會議録第十七号 議案に關する報告書

外国為替資金特別会計	六二七	一、二九〇	郵政事業特別会計	二八、三六八	二八、三六八
産業投資特別会計	六、四一三	六、四一三	郵便貯金特別会計	一三、〇八七	一三、〇八七
交付税及び譲与税配付金特別会計	二二七、二五八	二二七、二五八	簡易生命保険及郵便年金特別会計	一四、九一三	一二、三二一
石炭対策特別会計	一、七六四	六四六	健康勘定	七一五	七一五
国立学校特別会計	八、九六七	八、九六七	年金勘定	三、九四四	三、九四四
厚生保険特別会計	一一六、七七七	一一六、七七七	労働者災害補償保険特別会計	七、一一四	一三、七二三
健康勘定	四、〇三三	四、〇三三	失業保険特別会計	一、三三〇	一、三三〇
日雇健康勘定	七八	三四七	道路整備特別会計	一、一八〇	一、一八〇
年金勘定	六四五	六四五	治水特別会計	七四	七四
業務勘定	一、八五七	一、八五七	治水勘定	一、一八〇	一、一八〇
国立病院特別会計	三、一七八	一三	特定多目的ダム建設工事勘定	七四	七四
国民年金特別会計	二、九九九	二、九九九	なお、歳入金額が歳出金額に不足する特別会計については、それぞれの特別会計法の規定に基づいて、短期証券の発行または積立金に属する現金の繰替使用等により賄うこととしている。		
国民年金勘定	三、一七八	一三	二 本暫定予算の可決理由		
業務勘定	二、九九九	二、九九九	本暫定予算は、昭和四十三年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支援なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。		
食糧管理特別会計	三、一七八	一三	右報告する。		
国内米管理勘定	三、一七八	一三	昭和四十三年三月二十九日		
国内麦管理勘定	一、三二七	二三八	衆議院議長 石井光次郎殿		
輸入食糧管理勘定	六、一七五	一五、四七七	予算委員長 井出一太郎		
輸入飼料勘定	二、〇五六	六、二四六			
業務勘定	二、八八七	二、八八七			
調整勘定	〇	四八六、〇一六			
国有林野事業特別会計			一 本暫定予算の要旨		
国有林野事業勘定	四、八六八	四、八六八	本暫定予算は、日本専売公社は十三の政府関係機関に關するもので、一般会計暫定予算の編成に準じて、四月一日から十六日までの期間について作成されたものである。		
治山勘定	二	二	各政府関係機関暫定予算の収入支出は次のとおりである。(単位未満四捨五入)		
自動車損害賠償責任再保険特別会計			収入(百万円)	支出(百万円)	
保険勘定	二、一一九	二、一一九	日本専売公社	五三、五九六	九、一四七
保障勘定	八〇	八〇			
業務勘定	八	八			

日本国有鉄道

損益勘定

三八、四五七

三八、四五七

資本勘定

一三、〇〇〇

一三、〇〇〇

工事勘定

一三、〇〇〇

一三、〇〇〇

日本電信電話公社

損益勘定

三〇、八九〇

三〇、八九〇

資本勘定

二一、五一四

二一、五一四

建設勘定

二一、一六二

二一、一六二

国民金融公庫

住宅金融公庫

一、四二四

三八四

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

一、二九〇

三三三

北海道東北開発公庫

公営企業金融公庫

二八三

八九

中小企業信用保険公庫

医療金融公庫

一、八二九

一九〇

環境衛生金融公庫

日本開発銀行

一、三四五

一〇

日本輸出銀行

二五〇

一七

日本暫定予算の可決理由

環境衛生金融公庫

六九

四三

日本開発銀行

三、五八〇

三五六

日本輸出銀行

一、九二四

三七九

昭和四十三年三月二十九日

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議長 石井光次郎殿

医師法の一部を改正する法律案(内閣提出、第五十七回国会開法第八号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、大学の医学部を卒業した者が、診療及び公衆衛生に関する実地修練を経ないで、医師国家試験を受験できるようにするとともに、新たに免許を取得した医師に関する臨床研修の制度を設けようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

1 大学の医学部を卒業した者は、実地修練を経ないで卒業後ただちに、医師国家試験を受験できるものとし、これに合格した者に医師免許を与えること。

2 医師は、免許を受けた後も、二年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めなければならないこと。

また、厚生大臣が病院を指定しようとするときは、あらかじめ、医師試験研修審議会の意見をきかなければならないこと。

3 臨床研修を行なつた医師については、厚生大臣はその者の申請に基づき、臨床研修を行なつた旨を医籍に登録することとし、登録証を交付すること。

4 医師試験審議会は改組して医師試験研修審議会とし、医師国家試験、病院の指定及び臨床研修の登録等に関する重要事項の調査審議にあたらせること。

5 改正法は、昭和四十三年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

大学の医学部を卒業後、ただちに国家試験を受験できるようにする等の改正を行なうことは、時宜に適するものと認めるが、なお、臨床研修及び施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は、別表のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別表のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(厚生省所管)に臨床研修費として五億三千九百万円、国立病院特別会計(厚生省所管)に臨床研修費として八千万円、国立学校特別会計(文部省所管)に大学附属病院臨床研修費として一億二千七百万円が計上されている。

右報告する。

予算委員長 井出 太郎

昭和四十三年三月二十九日、衆議院会議録第十七号 議案に関する報告書

昭和四十三年三月二十九日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

医師法の一部を改正する法律

医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号を次のように改める。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という)において、

医学の正規の課程を修めて卒業した者

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 臨床研修

第十六条の二 医師は、免許を受けた後も、二年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附屬施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行なうように努めなければならない。

2 厚生大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、医師試験研修審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定の適用については、沖縄地域(沖縄県及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))の地域をいう。

第十六条の三 厚生大臣は、前条第一項の規定による臨床研修を行なつた者について、その申請に基づき、当該臨床研修を行なつた旨を登録する。

2 前条第三項の規定により同条第一項の厚生大臣の指定する病院とみなされた病院において同条同項の規定による臨床研修を行なつた者は、当該臨床研修を行なつた旨を厚生大臣に報告するものとする。

3 厚生大臣は、第一項の規定により登録をしたときは、登録証を交付する。

第十六条の四 この章に規定するもののほか、臨床研修に係る登録並びに登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納に關して必要な事項は政令で、第十六条の二第二項の指定〇に關して必要な事

二項の報告
項は〇省令で定める。

第二十六条中「及び第十一条に規定する実地修練を、第十一条第二号に規定する実地修練、及び第十六条の二第一項の指定及び第十六条の三第一項の規定による登録に、「準らせるを」をつかさどらせる」に、「医師試験審議会」を「医師試験研修審議会」に改める。

第三十条中「医師試験審議会」を「医師試験研修審議会」に、「掌る者」を「つかさどる者」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条から第二十四条まで又は第二十四条の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて第十六条の三第一項の規定による登録を受けた者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に医師免許を受けた者については、この法律による改正後の医師法第三章の二の規定は適用しない。この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格した者又は国民医療法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第四百二二号)附則第二項の規定に該当する者であつて、この法律の施行後医師免許を受けたものについても、同様とする。

3 この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に關する事務は、この法律による改正後の医師法第二十六条の規定にかかわらず、この法律の施行後も、医師試験審議会が処理するものとし、同審議会は、その事務が終了するまでの間、当該事務の処理に關しては、なお存続するものとする。

(医療法の一部改正)

4 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「第十一号又は」を「第十一号若しくは」に、「第十一号の規定による実地修練を行わせるを」を「第十一号第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行なわせる」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表医師試験審議会の項を次のように改める。

医師試験研修審議会

厚生大臣の諮問に依りて、医師国家試験、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一條第二号に規定する実地修練、^{及び}同法第十六條の第二項に規定する臨床研修事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正)

6 公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。

(公衆衛生修学資金)

第二條 政府は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部又は歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(貸与方法)

第三條 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分又は三分をあわせて貸与することができる。

第六條第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七條第一項第一号中「医学を専攻した者にあつては実地修練を終了した後、歯学を専攻した者にあつては」を削り、「その他の機関の下に(以下「保健所等」という。))を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続きいて医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十六條の第二項の規定による臨床研修又は同法第十六條の第三項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又

は終了した後、引き続き再び保健所等の職員となつた場合においては、その者を、先の保健所等の職員としての在職期間と後の保健所等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

第八條第二号中「貸与を受けた者が医学を専攻した者であるときは実地修練を終了した後、歯学を専攻した者であるときは」を「貸与を受けた者が」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき(前条第一項第二号に該当するときは除く。)

第八條中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき(前条第一項第二号に該当するとき及び保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。)

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び保健所等の職員とならなかつたとき。

第九條第一項から第三項までの規定中「保健所又は第七條第一項第一号に規定する機関」を「保健所等」に改める。

第十條第一項を次のように改める。

政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に在職する場合その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつてゐる場合 その臨床研修を行なつてゐる期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間

(公衆衛生修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置)

7 この法律による公衆衛生修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法(次項及び附則第九項において「旧法」という。)の規定に基づき既に生じた公衆衛生修学資金(次項及び附則第九項において「修学資金」という。)の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

8 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国

家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

- 9 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一条第一号に規定する実地修練を終了したものに對するこの法律による改正後の公衆衛生修学資金貸与法(以下この項において「新法」という。)の規定の適用については、新法第七条第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条第一号に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を終了した後」と、新法第七条第三項並びに第八条第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

- 10 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(矯正医官修学資金)

第二条 政府は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部において医学を専攻する学生であつて、将来矯正施設に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

第三条中「実地修練を終了する日」を「大学を卒業する日」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 退学したとき。

第七条第一項第一号中「実地修練を終了した後」を「大学を卒業した後」に改め、「その他の機関」の下に「(以下「矯正施設等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに矯正施設の職員となり、かつ、引き続き矯正施設等に在職した者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は同法第十六条の三第二項に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び矯正施設等の職員となつた場合においては、その者を、先の矯正施設等の職員としての在職期間と後の矯正施設等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き矯正施設等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

第八条第二号中「実地修練を終了した後」を、「大学を卒業した後」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき(前条第一項第二号に該当するときは除く。)

第八条中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつたとき(前条第一項第二号に該当するとき及び矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつたときを除く。)

五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び矯正施設等の職員とならなかつたとき。

第九条第一項から第三項までの規定中「矯正施設又は第七条第一項第一号に規定する機関」を「矯正施設等」に改める。

第十条第一項を次のように改める。

政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、矯正施設等に在職する場合、その在職する期間

二 修学資金の貸与を受けた者が、矯正施設等の職員でなくなつた後、引き続き臨床研修を行なつてゐる場合、その臨床研修を行なつてゐる期間

三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合、その理由が継続する期間

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正に伴う経過措置)

11 この法律による矯正医官修学資金貸与法の改正は、この法律による改正前の同法(以下「旧法」という。)の規定に基づき既に生じた矯正医官修学資金(以下「修学資金」という。)の返還の債務に影響を及ぼすものではない。

12 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律の施行前に行なわれた医師国家試験に合格し、医師免許を受けたものの当該修学資金の返還については、なお従前の例による。

13 旧法の規定に基づき修学資金の貸与を受けた者であつて、この法律による改正前の医師法第十一条第一号に規定する実地修練を終了したものに對するこの法律による改正後の矯正医官修学資金貸

与法(以下「新法」という。)の規定の適用については、新法第七条第一項第一号中「大学を卒業した後」とあるのは「医師法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条第一号に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を終了した後」と、新法第七条第三項並びに第八条第二号及び第三号中「大学を卒業した後」とあるのは「実地修練を終了した後」とする。

(母子福祉法の一部改正)

14 母子福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「(これに引き続く実地修練を含む。)」を削る。

〔別紙〕

医師法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

医学教育、医師養成に対する国の責任はきわめて重大なるにかんがみ、政府は速やかに次の諸点につきこれが解決をはかるよう努力すべきである。

- 一 政府は、その責任において速やかに教育病院の整備、指導体制の充実をはかること。
- 二 政府は、医学教育研修体制に対する財政的措置を強化し無給医局員を速やかに解消するように努めること。
- 三 政府は、医師試験研修審議会の委員構成と運営が民主的に行なわれるよう配慮すること。
- 四 昭和四十四年度を目途とし研修中の医師の社会的地位と処遇の統一かつ改善をはかること。
- 五 政府は、専門医、学位、大学院等の関連問題についても速やかに検討し今後の方針を明らかにすること。

昭和四十三年三月二十九日 衆議院會議録第十七号

四一四

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし原価は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)